

**広島市地域防犯カメラ設置補助制度について**  
**～申請の手引～**



**令和8年4月**

**広島市市民局市民安全推進課**

## はじめに

本市では、「自分たちのまちを、自分たちで創り、守る」という意識の下、多くの地域の方が登下校時のこどもの見守りや夜間パトロール等の防犯活動に取り組まれています。

こうした中、不審者や犯罪の未然防止に効果のある防犯カメラを、自分たちで地域に設置しようという取組が地域で始まっており、これまでの地域での自主的な防犯活動に加え、地域に防犯カメラを設置することで、地域の防犯活動を補完することができ、地域の安全・安心が更に高まることとなります。

また、町内会などの地域団体自らが防犯カメラを設置して維持管理を行えば、設置に係る地域の話し合いなどを通じて地域全体で犯罪情報を共有できることから、地域の防犯意識の高揚や地域の連帯感が醸成されることにもなります。

こうしたことから、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会などの地域団体が自ら地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助する制度を創設しました。

一方、防犯カメラで撮影された個人の画像は、「個人情報保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

このため、防犯カメラの設置、管理及び運用に際しては、プライバシーや個人情報の取扱いには十分留意することが求められています。

本制度を利用して防犯カメラを設置する場合には、地域団体で適正かつ厳格に画像の管理等をしていただくため、指定した者以外による防犯カメラの操作や視聴の禁止、第三者への画像提供の制限、秘密保持などの条件を遵守していただき、防犯カメラの設置、管理及び運用を行っていただきますようお願いいたします。



## 目 次

I 広島市地域防犯カメラ設置補助制度について(概要)	1
II 防犯カメラの設置にあたり	3
III 補助金交付の手続	6
IV 防犯カメラの維持管理	12
V 記入例	13
VI 問合せ先一覧	30
VII Q&A	32

# I 広島市地域防犯カメラ設置補助制度について(概要)

防犯活動を行っている団体が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

## 1.制度の目的

地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。

## 2.補助対象団体

防犯活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区（学区）社会福祉協議会、商店街等、ひろしまLMO

補助金の申請希望（事前協議申請）のあった団体の中から、防犯活動や犯罪情勢等を考慮した上で、補助対象団体を決定します。

（※「防犯活動」の考え方については、34ページのQ12を参照）

## 3.補助対象経費

- (1) 防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置にかかる経費  
（機器の保守点検、電気料金等の維持管理経費は補助対象外。）

## 4.補助率・補助台数

- (1) 補助率：補助対象経費の3/4以内（千円未満切捨て）  
1台につき30万円を限度
- (2) 補助台数：50台程度

## 5.補助対象機器

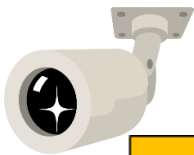
- (1) 防犯活動の一環として道路、公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラ
- (2) 有効画素数、録画速度、録画日数等一定の要件を満たす必要があります  
（32ページのQ1を参照）。

## 6.設置・管理運用

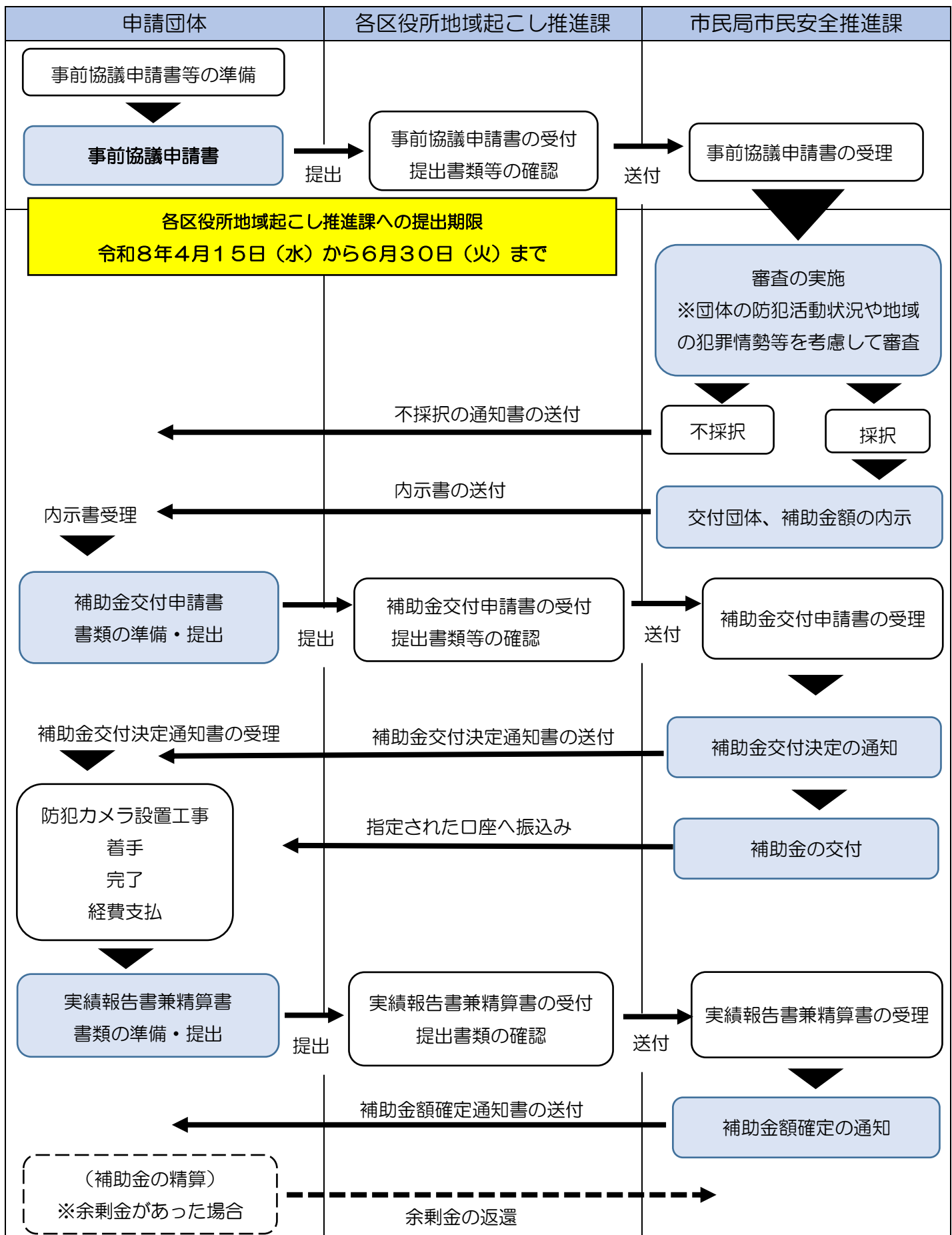
防犯カメラは、不審者の多発する場所や通学路など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、個人のプライバシーを侵害することがないように、適正に管理・運用してください。

## 7.主な遵守事項

- (1) 防犯カメラを設置していることを表示した看板を設置してください（34ページのQ9を参照）。
- (2) 防犯カメラ設置場所の所有者等の同意（許可）を得るとともに、設置について道路占用許可等が必要な場合は許可を得てください（5ページを参照）。
- (3) 設置団体において、「地域防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- (4) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。
- (5) 画像の保存期間は7日以上30日以内とし、経過後は消去してください。
- (6) 画像の目的外での利用や第三者への画像提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- (7) 地域防犯カメラ管理運用状況報告書を毎年提出してください。
- (8) 防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は、適切に維持管理してください。
- (9) 移設や撤去の必要が生じた時は、設置の際の所有者等の合意事項等を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応してください。



## 事前協議から管理運用までの流れ



※ 防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は、適切な維持管理とプライバシーに配慮した運用を行う。また、毎年、『地域防犯カメラ管理運用状況報告書』を提出する。

## II 防犯カメラの設置にあたり

### ～事前協議書提出の前に～

防犯カメラの設置に際しては、目的、設置場所、費用、必要な同意や許可手続等を理解した上で検討していただく必要があります。そのためには、以下の手続を参考としてください。

1	<p>団体の中で、防犯カメラの設置についてよく話し合いましょう。</p> <p>手続等についてよく分からない場合は、各区役所地域起こし推進課に相談してください。</p>
2	<p>設置したい場所や台数などを決めましょう。設置したい場所の近隣住民の方の意見も交えて話し合い、理解を得ておきましょう。</p> <p>防犯カメラの撮影範囲によっては、付近の建物等が映り込む場合があります。撮影範囲に含まれる建物等については、その所有者から同意を得ていただき、同意を得たことを証する「防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願」（記入例は28ページを参照）を、防犯カメラ設置後、実績報告兼精算時に提出していただきます。手続をスムーズに行うためにも、対象となる建物等の所有者の内諾を得ておきましょう。もし、建物等の所有者から同意を得ることができない場合には、建物等が撮影されないよう、マスキング（ぼやかし）等の画像処理を行ってください。</p>
3	<p>設置費用や設置場所については、防犯カメラ設置業者にも相談しておきましょう。過去に本制度を利用して設置した団体が依頼した業者（実績業者）の一覧を各区役所地域起こし推進課の窓口に置いてありますので、業者選定の際に参考としてください。</p> <p>事前協議申請時には、防犯カメラの設置工事を適正価格で行っていただく観点から、2者以上から取得した見積書【様式第3号】（機器の仕様が同程度であるもの）を提出していただきます。見積書の補足資料に記載している有効画素数等の全ての区分（「作動時間等」及び「記録媒体」を除く。）において、性能の差が2割程度までであれば、機器の仕様が同程度であると判断します（36ページのQ19を参照）。</p> <p>やむを得ない事由により2者以上の見積書が取得できない場合は、理由書の提出が必要となります（36ページのQ18を参照）。</p>

4	<p>設置場所の所有者や許可関係者の内諾を得ておきましょう。同意書や許可書は、補助の内示後、補助金交付申請時に提出していただきます。設置許可を得るために必要な手続等については、5ページを参考にしてください。</p>
5	<p>防犯カメラの設置を効果的なものとするために、設置（位置・方向等）について管轄の警察署生活安全課に相談し、アドバイスを受けましょう。</p>
6	<p>防犯カメラの設置（目的・位置・方向等）について、団体の総会等で話し合ってください。事前協議申請書提出の際には、防犯カメラの設置が団体の総会等で決定したことを証する書類が必要となります。</p> <p>なお、申請しても選定されない場合があることを理解しておいてください。</p> <p>補助金の予算の関係上、事前協議申請時の台数を調整して内示することがありますので、複数台申請する場合は、設置箇所について、団体の中で優先順位を付けておいてください。</p>
7	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象団体は、<u>こどもの見守り活動や防犯パトロールといった防犯活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区（学区）社会福祉協議会、商店街等、ひろしまLMO</u>です。</li> <li>・ 設置する防犯カメラは、一定の要件を満たす必要があります（32ページのQ1を参照）。</li> <li>・ 設置する防犯カメラは、道路、公園等の公共空間を撮影対象とする必要があります。</li> <li>・ 設置する看板は、一定の要件を満たす必要があります（34ページのQ9を参照）。</li> <li>・ レコーダー等の記録媒体は、原則として、屋外に設置した保管庫に施錠して保管してください。</li> <li>・ 不法投棄の監視や施設管理を目的として設置するカメラは補助対象外です（35ページのQ14を参照）。</li> <li>・ パーソナルコンピュータ及びモニターは補助対象外です（35ページのQ17を参照）。</li> <li>・ 中国電力柱へ設置する場合は、現時点では、1者しか設置工事を行うことができず2者以上の見積書が取得できないため、「2者以上の見積書を提出できない理由書」の提出が必要です（36ページのQ18を参照）。</li> <li>・ 補助金の交付を受けて設置したカメラは、設置した日から廃止する日までの間、適切に維持管理し、運用してください。</li> <li>・ 防犯カメラを設置した日から6年の間に、防犯カメラを廃止又は設置台数を変更した場合には、交付した補助金の全部又は一部を返金していただきます。</li> </ul>

～防犯カメラの設置場所の検討について～

大きく区分して、次の4つに分類されますが、必要な手続等が異なるので参考としてください（これ以外にも手続を求められる場合があります。）。

区分	許可条件等	設置方法	必要な手続等
民有地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者等の承諾が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物や既存の柱等へ添架</li> <li>専用の柱を設置</li> </ul>	所有者との話し合い ① 同意書
公共施設の敷地内 (学校・公民館・集会所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や設備の管理上支障がない場合に限り許可されます。</li> <li>管理上の支障の有無については、事前に施設管理者との協議が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物や既存の柱等へ添架</li> <li>専用の柱を設置</li> </ul>	施設管理者との協議 ① 使用許可、設置承認等 ② 学校長の副申（学校の場合）
公園の敷地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の利用及び維持管理上支障を及ぼさず、一定の基準に適合する場合に限り許可されます。</li> <li>設置場所や設置方法で基準が異なりますので、事前に公園管理者との協議が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園灯などの公園施設へ添架</li> <li>専用の柱を設置</li> </ul>	公園管理者との協議 ① 公園施設設置許可 電気の配線を地下に埋設することが条件となる場合もあります。
道路の敷地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の敷地外に余地がないためによりやむを得ないものであり、かつ、一定の基準に適合する場合に限り許可されます。</li> <li>車道上であれば路面から4.5m以上、歩道上であれば路面から2.5m以上の高さに設置しなければいけません。</li> <li>その他にも設置場所や設置方法で基準が異なりますので、事前に道路管理者や設備管理者との協議が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路灯・防犯灯へ添架</li> </ul>	道路管理者との協議 ① 道路占用許可 警察との協議 ① 道路使用許可 強度上問題がある場合は許可されません。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>信号機柱へ添架</li> </ul>	道路管理者との協議 ① 道路占用許可 警察との協議 ① 行政財産使用許可 ② 道路使用許可 強度上問題がある場合は許可されません。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>中国電力柱へ添架</li> </ul>	中国電力等との協議 道路管理者との協議 ① 道路占用許可 警察との協議 ① 道路使用許可 事前協議申請時 ① 2者以上の見積書を提出できない理由書 強度上問題がある場合は許可されません。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT柱へ添架</li> <li>専用の柱を設置</li> </ul>	許可されません。 原則許可されません。

※ 30、31ページの問合せ先一覧を参考としてください。

- 道路以外に設置する場合でも、防犯カメラが道路上にせり出している場合は、道路占用許可、道路使用許可が必要です。
- 電線からの電力供給については、中国電力との協議が必要です。
- 設置予定場所の付近に居住する方の承諾を得ておいてください。
- 設置の際は、設置後のメンテナンスや撤去時の原状復旧等も含め検討することが大切です（高所作業車の必要性の有無や業者に依頼する頻度等の状況により、維持管理費が大きく変わります。）。

# Ⅲ 補助金交付の手続

## 1 事前協議申請書の提出

- (1) 補助金の交付申請をしようとする場合は、以下の書類を令和8年6月30日（火）までに各区役所地域起こし推進課に提出してください。
- (2) 書き方は「記入例」を参考にしてください。

### 提出書類

- ① 広島市地域防犯カメラ設置補助金事前協議申請書（様式第1号）  
【記入例は13ページを参照】

- ② 団体調査票（様式第2号）【記入例は14、15ページを参照】

- ③ 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類

団員に対し、設置目的、設置場所、撮影方向等について説明を行い、防犯カメラの設置について、団員から承認されたことが分かる資料を提出してください。

- ④ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面【記入例は16ページを参照】

- ・ 防犯カメラの設置に際しては、事前に所轄の警察署生活安全課に相談し、設置場所や撮影範囲等のアドバイスを受けてください。また、設置場所については、団体の中で優先順位を付けていただく必要があります。
- ・ 1箇所に防犯カメラを複数台設置する場合、それぞれに優先順位を付けてください（例：1本の街路灯に対し、南向きと北向きのカメラを設置する場合、それぞれに優先順位を付ける。）。
- ・ 設置場所の所有者や許可関係者の内諾を得てください。

- ⑤ 見積書（様式第3号）【記入例は17～19ページを参照】

（2者以上から、機器の仕様を同程度として取得した各見積書（36ページのQ19を参照）。やむを得ない事由により2者以上から見積書を取得できない場合は、理由書の提出が必要です。）

- ・ 内訳書の補助対象経費は、以下のとおり分けてください。

補助対象経費	内容	例
機器購入費	防犯カメラ機器費用及び設置のために必要な材料費用	防犯カメラ、記録媒体（レコーダー等）、保管庫、自立柱、ケーブル、防犯カメラや保管庫の取付金具等
設置工事費	上記材料を除く工事費用	設置工事費、諸経費、高所作業車費等
表示看板設置費	看板及び看板設置費用	看板材料費、看板設置費等

- ・ パーソナルコンピュータ及びモニターは補助対象外です。
- ・ 保守点検や電気料金等の維持管理費は補助対象外です。
- ・ 代行申請費用は補助対象外です。
- ・ レコーダー等の記録媒体は、原則として、屋外に設置した保管庫に施錠して保管してください。

- ⑥ 団体規約及び役員名簿



## 2 市から補助の内示

- (1) 事前協議申請書を基に、団体の防犯活動の状況や地域の犯罪情勢等を考慮し、必要に応じて警察と協議した上で、補助団体に内示します。  
※補助金の予算の関係上、事前協議申請時の台数を調整して内示することがあります。
- (2) 補助の内示を受けた団体は、補助金交付申請に必要な書類の作成等を行ってください。
- (3) 工事については、交付申請書一式を提出し、交付決定通知を受け取られた後、着手してください。また、事業者への支払については、補助金が振り込まれた後に行ってください。交付決定通知は、交付申請書等の書類一式が不備なく提出された日から1か月を目途に送付します。



## 3 補助金交付申請の準備

- (1) 設置に関する同意や許可等の各種手続を行ってください。
- (2) 同意や許可等の事情により、設置場所や撮影方向の変更を行う場合は、必ず変更前に各区役所地域起こし推進課へ相談してください。変更が適切かどうか確認を行うため、別途手続や書類の提出をしていただきます。
- (3) 維持管理や運用方法を決め、管理運用規程を作成してください。

適正な維持管理と運用ができるよう、団体の中でよく話し合って作成してください。  
防犯カメラの設置を広く住民に周知しましょう。



## 4 補助金交付申請書の提出

- (1) 補助の内示を受けた団体は、以下の書類を各区役所地域起こし推進課に提出してください。
- (2) 書き方は「記入例」を参考にしてください。
- (3) 令和8年11月末までには補助金交付申請を行ってください。

### 提出書類

- ① 広島市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第5号）

【記入例は20ページを参照】

振込先の記入欄がありますので、口座名義等が分かるように通帳の写し（口座番号と名義人（カタカナ表記）が記されている部分）を添付してください。

- ② 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ③ 設置する防犯カメラのカタログやシステム構成図等の資料

防犯カメラや記録媒体のカタログ、看板の設計図、システム構成図等の資料を提出してください。

- ④ 設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類

所有者の同意書、公共施設や公園、道路内に設置する場合は、許可証（占用許可、使用許可等）の写しが必要となります。設置許可を得るために必要な手続等については、5ページを参考にしてください。同意や許可には時間を要する場合がありますので、事前に許可関係者と相談しておいてください。

- ⑤ 地域防犯カメラ設置事業収支予算書【記入例は22ページを参照】

防犯カメラが複数台ある場合は、カメラ1台ごとの内訳と金額を記入する必要があります。書き方は「記入例」を参考にしてください。

- ⑥ 契約業者からの見積書

事前協議申請時に提出した見積書のうち、正式に契約する業者の見積書を提出してください。また、見積書には、事前協議申請時と同様に内訳書（別紙1）及び補足資料（別紙2）を添付してください。

- ⑦ 地域防犯カメラ管理運用規程【記入例は23、24ページを参照】

- ⑧ 管理運用責任者及び操作取扱者届出書【記入例は25ページを参照】

- ⑨ その他市長が必要と認める書類

設置場所や機器によっては、別途提出をお願いする場合があります。  
（赤外線照射機能付きカメラ又は被写体最低照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨。それ以外の場合、夜間でも人物が特定できる根拠となる書類が必要となりますので、事前に市民安全推進課へ相談してください。）



## 5 市から補助金交付決定の通知

- (1) 申請していただいた内容を審査した上で補助金の交付を決定し、団体に通知します。
- (2) 交付決定通知書を受け取られましたら、事業に着手してください。



## 6 市から補助金の交付及び防犯カメラ設置工事

- (1) この補助制度では、事業を円滑に進めていただくため、事業の完了前に交付決定した金額をあらかじめ団体に支払うこととしています。
- (2) 交付申請書等の書類一式が不備なく提出された日から1か月を目途に指定された口座に補助金を振り込みます。
- (3) 事業者への支払は、補助金が振り込まれた後に行ってください。

事業着手

事業完了  
事業者への支払

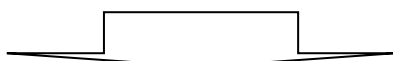
### 防犯カメラの設置についての注意事項

実績報告書兼精算書等の提出を受け、当該書類の審査等を行った結果、防犯カメラの設置結果等が、補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められる場合には、これに適合させるための措置をしていただきます。なお、その際に必要となる費用は補助対象外です。

#### 【適合しないと認められる場合及びその際の措置例】

- 看板の表示内容が誤っている。  
⇒ 正しい表示内容の看板を改めて作成する（事務用のラベルプリンター等での修正は不可）。
  - 撮影範囲に含まれる住宅の所有者から同意を得ていない。  
⇒ 「防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願」にて同意を得る。同意を得ることができない場合には、住宅等が撮影されないよう、マスキング（ぼやかし）等の画像処理を行う。
  - 撮影範囲に個人宅・施設等の敷地が多く含まれている。建物の出入口の監視が主目的（施設管理目的）となっている。  
⇒ 道路、公園等の公共空間を最大限に撮影する必要があるため、設置場所や撮影方向・角度を変更する（施設管理を目的として設置するものは補助対象外）。
- ※ 措置に要する費用は、団体に負担していただきます。

適合させるための措置を講じられない場合は、補助金の全部又は一部を取り消すとともに、取り消しに係る補助金を返還していただきますので、御注意ください。



- (1) 防犯カメラの設置が完了した日又は支払が完了した日のいずれか遅い日から10日以内に、以下の書類を各区役所地域起こし推進課に提出してください。
- (2) 遅くとも令和9年1月末までには防犯カメラの設置等を行ってください。
- (3) 書き方は「記入例」を参考にしてください。
- (4) 補助金の精算に当たり過金が生じている場合は、その部分についての補助金を返還していただきます。

**提出書類**

- ① 広島市地域防犯カメラ設置補助金実績報告書兼精算書（様式第8号）

【記入例は26ページを参照】

- ② 設置した防犯カメラにより撮影された画像

A4の用紙に印刷したものをお願いします。

- ③ 設置後の現況写真

設置後の現況写真として次の全ての写真（A4の用紙に印刷したもの）の提出をお願いします。

ア 防犯カメラ

イ 録画機器（保管庫内等に録画機器が設置された状態の写真。なお、防犯カメラと録画機器が一体型の場合は不要。一体型の場合は、防犯カメラの写真の下に「カメラ・録画機器一体型」と記入してください。）

ウ 表示看板（看板の表示内容を確認しますので、看板の文字がはっきり読み取れる写真）

エ 設置状況の全体が分かる写真

- ④ 地域防犯カメラ設置事業収支決算書【記入例は27ページを参照】

防犯カメラが複数台ある場合は、カメラ1台ごとの内訳と金額を記入する必要があります。

- ⑤ 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し

11ページの「領収書について」及び「領収書の注意点」を参考にしてください。

- ⑥ その他市長が必要と認める書類

防犯カメラの撮影範囲に建物等が含まれる場合、その建物等の所有者から、そのことについて同意を得てください。また、同意を得たことを証する「防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願」（記入例は28ページを参照）を提出してください。建物等の所有者から同意を得ることができない場合は、建物等が撮影されないよう、マスキング（ぼやかし）等の画像処理を行ってください。



## 領収書について

実績報告書の提出時には、設置に要した経費の領収書の写しが必要です。なお、領収書の写しが原本と相違ないことを確認する必要があるため、必ず領収書の原本もお持ちください。

- 領収書の原本は必ず6年間保管してください（補助金交付の監査等により確認させていただく場合があります。）。
- 補助の対象となるのは、年度内に設置を完了し、年度内に支払の終わっている経費です。年度内に設置を完了しても、支払日が翌年度になっている領収書の経費は補助の対象となりませんので御注意ください（補助金を返還していただくこととなります。）。
- 添付していただく領収書の作成に際しては、いくつかの注意点があります。次の「領収書の注意点」を参考にしてください。

### 領収書の注意点

- 領収書の宛名は、「補助金を申請した団体名（例：〇〇町内会）」としてください。他の団体や個人名（会長名）ではいけません。
- 領収書に内訳が書かれていない場合は、領収書と併せて「明細書」や「明細が分かる請求書」を添付してください。
- 振込で支払をした場合には領収書がありませんので、「振込書の控え」に「明細が分かる請求書」を添付してください。



## 8 市から補助金交付額確定の通知

実績報告書の内容を確認し、補助金の額を確定した上で、団体に通知します。

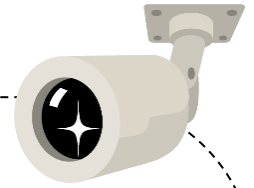


## 9 管理及び運用

- (1) 防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は、防犯カメラを適切に維持管理し、運用していただくとともに、「広島市地域防犯カメラ管理運用状況報告書」を毎年市民安全推進課に提出していただきます。「広島市地域防犯カメラ管理運用状況報告書」の提出依頼は毎年4～5月頃に団体へ送付いたします。
- (2) 書き方は「記入例」（29ページ）を参考にしてください。
- (3) 防犯カメラの設置について変更がある場合は、市民安全推進課に相談してください。

## IV 防犯カメラの維持管理

### 1 防犯カメラの維持管理



#### (1) 保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などを確認しておくことが大切です（保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助の対象経費とはなりません。）。

#### (2) 定期点検

防犯カメラを設置したら、年に1度は業者又は団体自らによる防犯カメラの点検を行ってください。壊れた防犯カメラがそのままになっていると、

- ・地域の防犯力の低下につながります。
- ・壊れた防犯カメラが落下するおそれがあり危険です。
- ・専用のポールなど自立柱に設置してある場合、ポールなどの倒壊の危険性もあります。

#### (3) 事故の場合の賠償等

防犯カメラの落下等によって自動車や人に損害を与えてしまった場合、その防犯カメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。

防犯カメラの設置に当たっては、そういった可能性も検討していただき、必要と判断された場合には賠償責任保険への加入を御検討ください（保険料は維持管理経費となり、補助の対象経費とはなりません。）。

### 2 防犯カメラの管理運用規程の遵守

- 防犯カメラの設置は、犯罪の予防や被害の未然防止に役立つ一方で、防犯カメラの不適切な運用により、記録された画像が流出し、目的外に利用される危険性もあります。また、個人の容ぼうや行動を撮影され、目的外に利用されることなどに不安を感じる方もいます。
- 「広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき「地域防犯カメラ管理運用規程」を作成し、適正な運用を行ってください。また、プライバシーの保護の重要性については、団体の中で周知を図っておくことが重要です。

# V 記入例

## 記 入 例

(様式第1号)

広島市地域防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

令和 年 月 日

広島市長

団体名及び役職は、添付していただく「団体規約」に定められている正式名称を記入してください。

住所 広島市〇区〇〇×丁目×番×号  
団体名 〇〇町内会  
代表者（役職・氏名） 会長 広島 一郎  
電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

広島市地域防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり協議を申請します。

1 防犯カメラを設置する地区（●区■丁目地区等）

広島市〇区〇〇×丁目地区

町内会名ではなく、分かりやすい地区名を記入してください。具体的な場所は別紙図面で記入していただきます。

2 防犯カメラ設置予定台数 3 台

補助金の予算の関係上、事前協議申請時の台数を調整して内示することがあります。

3 関係書類

- (1) 団体調査票（様式第2号）
- (2) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- (3) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (4) 見積書（様式第3号）  
(2者以上から、機器の仕様を同程度として取得した各見積書)
- (5) 団体規約及び役員名簿

補助金は1台ごとに計算します。複数台申請する場合は、様式第3号別紙1内訳書を1台ごと作成してください。やむを得ない事由により2者以上から見積書を取得できない場合は、理由書の提出が必要です。

4 団体担当者

※申請の内容について問い合わせることがありますので、日中に電話連絡がとれる連絡先を記入してください

氏名	島根 次郎
電話・FAX	電話：090-000-0000 FAX：000-0000
メールアドレス	×××@×××.co.jp

訂正等に関する承諾（※承諾する場合はチェックをお願いします）

- 申請書及び関係書類に関し、申請内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことに承諾します

## 記入例

## 団体調査票 (表)

## 1 団体について

団体名	〇〇町内会	設立時期	昭和〇〇年
学区名	〇〇小学校区	世帯数	××世帯

## 2 防犯活動の実施状況

申請団体が行っている活動を記入してください。

項目	活動内容 1	活動内容 2
活動内容 (具体的に記入してください)	登下校時の各1時間程度、こどもの見守り活動として通学路での見守りをしている。	夕方から夜間にかけて、1時間程度夜の見回りパトロールをしている。
	本制度でいう防犯活動とは、 <u>通学路での登下校時のこどもの見守りや夜間パトロール等を指します。</u>	
区域	〇〇×丁目地区	〇〇×丁目地区
活動開始時期	平成20年から	平成23年から
頻度 (回数、時間)	週5日 登校時1時間 下校時1時間	週2回 1回1時間程度
人数 (1回あたり)	50人	10人
他団体との連携状況	P T Aと情報を交換しながら協力して行っている。	防犯組合と情報を交換しながら協力して行っている。

※活動内容が3つ以上ある場合は、この様式をコピーして使用してください

## 3 防犯カメラを設置する理由 (背景も含め、具体的に記入してください。)

〇〇×丁目地区は、駅に隣接しているため、多くの人が往来するが、近年不審者の発生が多く、特に子どもへの不審な声掛けが多発している状況である。

このため、町内会で見守り活動などを行っているが、不審な行動を抑止するため、不審者の発生が多い場所として、駅からの主要な通り道である3箇所に防犯カメラを設置したい。

不法投棄の監視や施設管理 (建物の出入口の監視や個人宅・施設等の敷地が撮影範囲の主となっているなど) を目的としたカメラは補助対象外です。  
また、特定の個人や場所を撮影することを目的としたカメラも補助対象外です。

《裏面に続く》

# 記入例

## 団体調査票（裏）

防犯カメラの設置を効果的なものとするために、設置の位置や方向等について、警察からアドバイスを受けてください。

### 4 設置にかかる警察への相談結果（助言等）

相談結果 (助言等)	1の場所は、自分たちのまちに入りにくいと感じさせる方角が良い 2の場所は、住民が不安に感じる場所なので、特に指摘なし 3の場所は、カメラの設置がより目立ちやすい現在の場所に変更		
相談日	令和×年 ×月 ×日	相談者	広島〇警察署生活安全課 ○〇 様

### 5 防犯カメラ設置に関する団体員の総意（該当するものにチェック☑してください）

本申請は団体の総会等により決定したものである  
 (開催日：令和×年 ×月 ×日)  
※総会等において、団体員に対し、防犯カメラの設置目的、設置場所、撮影方向等について説明を行い、防犯カメラの設置について、団体員から承認されたことが分かる資料を添付してください（議事録の写し等）

その他  
 ( )

※具体的に記入してください。また、このことが分かる書類を添付してください。

総会等で地域住民の方々の合意を形成した上で設置することが必要となります。

# 記入例

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

※設置場所については、団体の中で優先順位を決めたうえで、優先順位の高い場所から記載してください。

優先順位	設置場所（住所、設置場所）
1	広島市〇区〇〇×丁目×番×号岡山様方 自立柱 南向き 道路 [岡山様内諾済]
2	広島市〇区〇〇×丁目〇番×号広島公園 照明灯 西向き 公園 [〇区維持管理課内諾済]
3	広島市〇区〇〇×丁目〇番×号広島公園 照明灯 東向き 公園 [〇区維持管理課内諾済]
4	
5	

設置場所の住所、設置箇所（例：自立柱、街路灯、壁面、信号柱等）、方角、撮影対象（道路、公園等）を記入してください。  
 また、設置場所の所有者や許可関係者の内諾を得ている旨を記載してください。  
 公園内の集会所に設置するなど、複数の許可関係者の内諾を得る必要がある場合は、複数の許可関係者から内諾を得ている旨を記載してください。





内 訳 書

項目	品名及び品番	数量	単位	単価	金額	備考
優先順位 1 位 (設置場所: ○区○丁目○番○号 ●●へ設置)						
①機器購入費用						
防犯カメラ	品名 (品番)	1	台	100,000	100,000	
記録媒体	品名 (品番)	1	台	25,000	25,000	優先順位2位と按分
記録媒体保管庫	品名 (品番)	1	個	10,000	10,000	優先順位2位と按分
ケーブル		2	m	5,000	10,000	
取付部材		1	個	5,000	5,000	
自立柱						
自立柱用部材						
雑材費						
小計					150,000	
②設置工事費用						
機器設置工事費		1	式	30,000	30,000	
配線工事費		1	式	20,000	20,000	
高所作業車費		1	式	20,000	20,000	
作業員費		1	式	10,000	10,000	
小計					80,000	
③看板設置費用						
看板材料費		1	枚	10,000	10,000	優先順位2位と按分
看板設置工事費		1	式	5,000	5,000	優先順位2位と按分
小計					15,000	
合計					245,000	
消費税					24,500	
総合計					269,500	

例えば、優先順位 1 位と 2 位の 2 台のカメラで、1 つの記録媒体 (50,000 円)、記録媒体保管庫 (20,000 円) を共用する場合は、按分した単価・金額を記入し、備考欄に按分している旨を記入してください。  
1 本の自立柱を 2 台のカメラで共用する場合等も同様です。優先順位 1 位のカメラの見積りにまとめて計上することはできませんので、ご注意ください。

- ※ 複数台申請する場合は、1 台ご
- ※ 値引がある場合は、値引後の金
- ※ 項目は適宜追加してください。
- ※ ①機器購入費用、②設置工事費用、③看板設置費用は個別に金額を記載してください。  
(例えば、③の金額を②の金額に含めて記載することはできません。)

例えば、優先順位 1 位と 2 位の 2 台のカメラで、1 つの看板 (20,000 円) を共用する場合は、設置工事費 (10,000 円) とともに按分した単価・金額を記入し、備考欄に按分している旨を記入してください。

# 記入例

(別紙2)

## 補足資料

2者以上から取得した見積書の機器の仕様が同程度であるか確認する必要があるため、〇〇以上という書き方ではなく、明確な数値を記入してください。  
 全ての区分(「作動時間等」及び「記録媒体」を除く。)において、性能の差が2割程度までであれば、機器の仕様が同程度であると判断します。

【優先順位1位 (設置場所)

【品名及び品番: ○○○○

区分	市の基準	申請機種の機能等
有効画素数	200万画素以上	200万画素
作動時間等	1日24時間、夜間撮影対応	1日24時間でデイト機能付き
録画可能時間	7日間以上	10日間
記録間隔/1秒	4コマ以上	30コマ
記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上	1,920×1,080画素
記録媒体	記録、複写が可能であること	HDDへ記録、USBメモリへ複写が可能

【優先順位2位 (設置場所: ○区○丁目○番○号 ●●へ設置)】

【品名及び品番: ○○○○○○○○】

区分	市の基準	申請機種の機能等
有効画素数	200万画素以上	200万画素
作動時間等	1日24時間、夜間撮影対応	1日24時間でデイト機能付き
録画可能時間	7日間以上	10日間
記録間隔/1秒	4コマ以上	30コマ
記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上	1,920×1,080画素
記録媒体	記録、複写が可能であること	HDDへ記録、USBメモリへ複写が可能

※ 表は適宜追加してください。

# 記入例

(様式第5号)

## 広島市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和〇年 〇月 〇日

広島市長

住所 広島市〇区〇〇×丁目×番×号

団体名 〇〇町内会

代表者(役職・氏名) 会長 広島 一郎

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

事業収支予算書で算出した補助金額を記入してください。

担当者 氏名 鳥根 次郎

電話番号 090-000-0000

広島市地域防犯カメラ設置補助金 854,000 円の交付を受けたいので、広島市補助金交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 防犯カメラを設置する地区 広島市〇区〇〇×丁目地区

2 設置予定時期 令和〇年11月

3 補助申請台数 3 台

4 関係書類

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図
- (2) 設置する防犯カメラのカタログやシステム構成
- (3) 設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類
- (4) 地域防犯カメラ設置事業収支予算書
- (5) 契約業者からの見積書(様式第3号)
- (6) 地域防犯カメラ管理運用規程
- (7) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (8) その他市長が必要と認める書類

防犯カメラの設置が完了する時期を記入してください。(遅くとも令和9年1月末まで)  
※交付決定前に防犯カメラ等の設置又は支払を行わないでください。交付決定は、交付申請書等の書類が不備なく全て提出されてから、約1カ月後に通知します。

本事業に係る補助金の交付に当たっては、以下の口座に振り込んでください。

また、この申請書の申請者を債権者とみなすことに同意します。

振込先	金融機関名	〇〇 <u>銀行</u> ・金庫・組合・農協	金融機関コード	*	*	*	*
	店舗名	××支 <u>店</u> ・所	店番	/	*	*	*
	預金種別	<u>1 普通</u> 2 当座	口座番号	*	*	*	*
	口座名義人 (カナで記載してください。)	マ ル マ ル チ ヨ ウ ナ イ カ イ					

※振込先の口座名義人は、団体の団体名を記載してください(役職や氏名等は不要です)。

※口座名義等が分かるよう通帳の写しも添付してください。

訂正等に関する承諾(※承諾する場合はチェックをお願いします)

申請書及び関係書類に関し、申請及び振込みの内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことに承諾します

記入例

防犯カメラ設置同意願

原本は団体で保管し、写しを提出してください。

令和〇年 〇月 〇日

岡山 広子 様

住所 広島市〇区〇〇×丁目×番×号

団体名 〇〇町内会

代表者（役職・氏名） 会長 広島 一郎

次のとおり、貴殿が所有する土地に防犯カメラを設置することについて同意していただきますようお願いいたします。

設置場所 広島市 〇区〇〇×丁目×番×号岡山様方 地先  
(別添図面のとおり)

同意書

上記の件について同意します。

令和〇年 〇月 〇日

(自 署)

住所 広島市〇区〇〇×丁目×番×号

氏名 岡山 広子

〇〇町内会 地域防犯カメラ設置事業収支予算書

団体名を記入してください。

1. 収入額

(単位：円)

項目	予算額	備考
自己資金	361,000	町内会費 230,000 円 寄付金 131,000 円
補助金	854,000	258,000 + 296,000 + 300,000 = 854,000
合計	1,215,000	

補助対象経費全体の3/4(75%)(千円未満切捨て)  
1台につき30万円を上限としているため、1台ごとに計算します。  
1台目：345,000×75%=258,750→**258,000円**  
2台目：395,000×75%=296,250→**296,000円**  
3台目：475,000×75%=356,250→356,000円→**300,000円(上限)**

2. 支出額

(単位：円)

項目	予算額	内訳(カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
機器購入費	1,000,000	300,000	330,000	370,000
設置工事費等	200,000	40,000	60,000	100,000
看板設置費	15,000	5,000	5,000	5,000
合計	1,215,000	345,000	395,000	475,000

項目ごとに、税込の金額を記入してください。

業者に確認し、記入してください。  
契約業者からの見積書(様式第3号)の  
補足資料(別紙2)の記載内容と同じで  
ある必要があります。

3. 機器の機能

区分	市の基準	申請機種の機能等
有効画素数	200万画素以上	200万画素
作動時間等	1日24時間、夜間撮影対応	1日24時間でデイトライト機能付
録画可能時間	7日間以上	10日間
記録間隔/1秒	4コマ以上	30コマ
記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上	1,920×1,080画素
記録媒体	記録、複写が可能であること	HDDへ記録、USBメモリへ複写が可能

## 記入例

※過去に本制度を利用して設置した防犯カメラがあり、当規程を作成済の場合は、既存の規程を改定してください。

団体名を記入してください。

〇〇町内会地域防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 広島市〇区〇〇×丁目地区

設置する地区名を記入してください。既設の防犯カメラがある場合は、既設の防犯カメラを設置している地区名も記入してください。

〇〇町内会地域防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、目的に則し、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 防犯カメラは3台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図のとおりとする。

(設置者)

例えば、既設の防犯カメラが2台、新設のカメラが3台の場合は、5台と記入してください。

第3条 防犯カメラの設置者は、〇〇町内会とする。

団体名を記入してください。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- (2) 保守点検等により適切な維持管理を行う。
- (3) 管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応する。

管理運用責任者及び操作取扱者は、申請団体の団体員の中から選出してください。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

- 2 管理運用責任者は、山口太郎とする。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。
- 4 操作取扱者は、鳥根次郎とする。
- 5 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(画像の取扱い)

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号による。

- (1) 画像の保存期間は、10日間とする。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外に行わない。

7日間以上30日間以内で設定してください。

(秘密の保持)

第7条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。このことは設置者等でなくなった後においても同様とする。

(画像提供の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当し、かつ、管理運用責任者が提供の必要性を十分に考慮して適当と認められた場合を除き、第三者への画像提供は行わない。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
  - (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
  - (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
  - (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合
- 2 画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存する。
- (1) 提供日時
  - (2) 利用目的
  - (3) 提供先
  - (4) 提供する画像の内容

(問合せ等の対応)

第9条 管理運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラに関する問合せや苦情を受けたときは、その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

(その他)

第10条 この運用規程に記載されていない事項は、「広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

既存の規程を改定する場合は、  
適宜追加してください。

# 記入例

(管理運用責任者及び操作取扱者届出書)

## 管理運用責任者及び操作取扱者届出書

令和〇年 〇月 〇日

広島市長

### 【設置者】

住所 広島市〇区〇〇●丁目×番×号

団体名 〇〇町内会

代表者（役職・氏名） 会長 広島 一郎

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

管理運用責任者及び操作取扱者を次のとおり定めましたので届け出ます。

防犯カメラ及び画像データの管理運用については、広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守いたします。

(管理運用責任者)

住所 広島市〇区〇〇●丁目×番×号

氏名 山口 太郎

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

管理運用責任者及び操作取扱者は、申請団体の団体内の中から選出してください。

(操作取扱者)

住所 広島市〇区〇〇●丁目×番×号

氏名 島根 次郎

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

保守業者の届出は不要です。  
複数人いる場合は、適宜追加してください。

# 記入例

(様式第8号)

## 広島市地域防犯カメラ設置補助金実績報告書兼精算書

カメラの設置が完了した日又は支払が完了した日のいずれか遅い日から10日以内に提出してください（令和9年3月31日までの日付であることが必要です。）

令和〇年 〇月 〇日

広島市長

住所 広島市〇区〇〇×丁目×番×号  
団体名 〇〇町内会  
代表者（役職・氏名） 会長 広島 一郎  
電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇  
担当者 氏名 島根 次郎  
電話番号 090-000-0000

この日から6年間は適切な管理運用をお願いします。

広島市地域防犯カメラ設置補助事業の実績について、次のとおり報告及び精算します。

- 1 防犯カメラを設置した地区 広島市〇区〇〇×丁目地区
- 2 防犯カメラを設置した日 令和〇年 〇月 〇日
- 3 設置台数 3 台
- 4 添付書類 A4の用紙に印刷したもの。
  - (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
  - (2) 設置後の現況写真
  - (3) 地域防犯カメラ設置事業収支決算書
  - (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
  - (5) その他市長が必要を認める書類

次の全ての写真の提出をお願いします。

- ①防犯カメラ
- ②録画機器（保管庫内等に録画機器が設置された状態の写真。なお、防犯カメラと録画機器が一体型の場合は不要。一体型の場合は、防犯カメラの写真の下に、「カメラ・録画機器一体型」と記入）
- ③表示看板（看板の文字がはっきり読み取れる写真）
- ④設置状況の全体が分かる写真

写しを提出いただきますが、原本もお持ちください。

撮影範囲内に住宅等が映り込んでいる場合、「防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意書」（記入例は28ページを参照）を提出してください。

### 5 精算内容

受領済額 A	精算額 B	差引返納額 (A-B)
854,000円	824,000円	30,000円

当初の補助金交付受領額を記入

補助金の精算額を記入  
実績報告時の収支決算書の補助金額です。

返納していただく金額です。

訂正等に関する承諾（※承諾する場合はチェックをお願いします）

- 申請書及び関係書類に関し、申請内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことに承諾します

# 記入例

(事業収支決算書)

## 〇〇町内会 地域防犯カメラ設置事業収支決算書

### 1 収入額

(単位：円)

項目	決算額	備考
自己資金	311,000	町内会費 180,000 円 寄付金 131,000 円
補助金	824,000	251,000 + 273,000 + 300,000 = 824,000
合計	1,135,000	

補助対象経費全体の3/4 (75%) (千円未満切捨て)

1台につき30万円を上限としているため、1台ごとに計算します。

1台目：335,000×75%=251,250→**251,000円**

2台目：365,000×75%=273,750→**273,000円**

3台目：435,000×75%=326,250→326,000円→**300,000円** (上限)

※この記入例では、補助金が854,000円で交付されているので、差額分(30,000円)を市へ返還することになります(返納の場合は納付書をお送りします。)。

### 2 支出額

(単位：円)

項目	決算額	内訳(カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
機器購入費	1,000,000	300,000	330,000	370,000
設置工事費等	120,000	30,000	30,000	60,000
看板設置費	15,000	5,000	5,000	5,000
合計	1,135,000	335,000	365,000	435,000

項目ごとに、税込の金額を記入してください。

# 記入例

原本は団体で保管し、写しを提出してください。

防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願

令和〇年 〇月 〇日

山口 太郎 様

住所 広島市〇区〇〇×丁目×番×号

団体名 〇〇町内会

代表者（役職・氏名） 会長 広島 一郎

次のとおり防犯カメラを設置することに伴い、貴殿の建物等の一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれることについて同意していただきますようお願いいたします。

建物等を賃借の用に供する場合にあっては、本内容について、貴殿より建物等の賃借人の方々に御説明いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

設置場所 広島市 〇区〇〇×丁目×番×号岡山様方 地先  
(別添図面のとおり)

## 同意書

上記の件について同意します。

令和〇年 〇月 〇日

(自 署)

住 所 広島市〇区〇〇×丁目×番×号

氏 名 山口 太郎

# 記入例

## 広島市地域防犯カメラ管理運用状況報告書

令和 ○年 ○月 ○日

広島市長

### 【設置者】

住所 広島市○区○○●丁目×番×号

団体名 ○○町内会

代表者（役職・氏名） 会長 広島 一郎

電話番号 ○○○—○○○—○○○○

担当者 氏名 鳥根 次郎

電話番号 000-000-0000

複数のカメラを所有している場合は、  
設置した全ての年度を記入してください。  
設置台数は総合計を記入してください。

令和 ○年度広島市地域防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。

設置状況	設置年度	平成 28、29 年度、令和 2 年度		
	設置台数	4 台	※設置年度は該当する年度を記載してください ※設置台数は総台数を記載してください	
	機器の作動状況（故障等）	異状なし		
	機器の設置状況（固定状況等）	異状なし		
活用状況（画像確認及び画像提供等）	問合せのあった回数 （警察等から画像を見せてほしいと依頼のあった回数）	5 回	実際に画像を提供した回数 （警察等の画像の確認後、警察等の依頼に基づいて画像を提供した回数）	1 回
	画像を提供した場合、その活用された内容などを記入してください。 （例：ひったくり事件に基づき、8月1日に広島中央警察署に画像を提出。）			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     責任者・取扱者の変更の有無に○をしてください。                 </div>			
管理運用責任者	責任者の変更（いずれかに○を）	有・無	住所	広島市○区○○●丁目×番×号
	【変更日】 ○年 ○月 ○日		氏名	鳥取 太郎
操作取扱者 （保守業者は除く）	取扱者の変更（いずれかに○を）	有・無	住所	広島市○区○○●丁目○番○号
	【変更日】 ○年 ○月 ○日		氏名	福岡 広子
			電話番号	000-000-0000
			電話番号	000-000-0000

## VI 問合せ先一覧

### 1 申請書類等の提出窓口

区名	担当課	電話	区名	担当課	電話
中区	地域起こし推進課	504-2820	安佐南区	地域起こし推進課	831-4926
東区		568-7704	安佐北区		819-3905
南区		250-8935	安芸区		821-4905
西区		532-1023	佐伯区		943-9705

### 2 各警察署の電話番号

カメラの設置場所についての相談窓口：各警察署生活安全課

信号機柱への設置についての相談窓口：各警察署交通課

信号機柱への設置許可の申請窓口：各警察署会計課

道路使用許可の申請窓口：各警察署交通課

警察署	代表電話	警察署	代表電話
広島中央署	224-0110（代表）	安佐南署	874-0110（代表）
広島東署	506-0110（代表）	安佐北署	812-0110（代表）
広島南署	255-0110（代表）	海田署	820-0110（代表）
広島西署	279-0110（代表）	佐伯署	922-0110（代表）

### 3 街路灯、防犯灯、公園への設置についての相談窓口

道路占用許可・公園施設設置許可の申請窓口（手数料は減免）

区名	担当課	電話	区名	担当課	電話
中区	維持管理課	(道路)504-2576	安佐南区	維持管理課	(道路)831-4957
		(公園)504-2577			(公園)831-4948
東区		568-7739	安佐北区		(道路)819-3941
		南区			250-8956
西区	532-0946		佐伯区	821-4921	
				(道路)943-9737	
				(公園)943-9738	

※1 その他、道路占用については道路管理課（電話 504-2151）、公園への設置については緑政課（電話 504-2390）までお問い合わせください。

※2 国道（2号（宮島街道を除く）、54号）の街路灯等への設置についての相談窓口及び道路占用許可の申請窓口は国土交通省です。

国道への設置については、まずは広島国道事務所管理第一課（電話 281-4134）へ相談してください。

国道への設置が認められる場合の道路占用許可の申請先は、2号（宮島街道を除く）については広島維持出張所（電話 822-4191）、54号については広島維持出張所可部分室（電話 812-3361）です。

- 4 公共用地内（学校、公民館、集会所等）への設置については、まずは設置を希望する施設の管理者に相談し、協議を行ってください。
- 5 補助制度についての問合せ

広島市市民局市民安全推進課（市役所本庁舎 12 階）  
電話 504-2714 FAX 504-2712



## VII Q & A

### Q 1 防犯カメラの一定の要件とはどのようなものですか？

防犯カメラは、特定の場所に常設し、常時撮影及び録画する必要があることから、次の要件を満たしていただく必要があります。

機器選定の際に、防犯カメラ取扱業者に確認してください。

	区分	仕様
撮影機能	有効画素数	200万画素以上
	作動時間等	1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（動体検知も可）。 （赤外線照射機能付きカメラ又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨します。それ以外の場合、夜間でも人物が特定できる根拠となる書類が必要となりますので、事前に相談してください。）
録画機能	録画可能時間	7日間以上 （動体検知の場合は7日分以上）
	1秒間の記録間隔	4コマ以上
	記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上
	記録媒体	画像記録媒体を備えること。外部記録媒体に画像が複写できること。

### Q 2 撮影する範囲などに決まりはありますか？

防犯カメラの設置に当たっては、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節やマスキング（ぼやかし）機能を使うなど、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしましょう。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

### Q 3 防犯カメラを設置するに当たって、所有者等の同意のほかに、どのような手続が必要ですか？

防犯カメラを設置する場所の土地所有者等の同意のほか、撮影範囲に含まれる周辺住民への説明や配慮（民家等を撮影することがないように、マスキングを行う等）などが必要です。

公園等の施設に設置する場合には、施設管理者と協議の上、施設への設置許可を得ていただく必要があります（施設管理運営上支障がない場合に限り許可されます。）。

また、道路上の設備（街路灯など）に設置する場合には、その設備管理者と協議の上、道路占用許可や道路使用許可を取得する必要があります（設備管理運営上支障がない場合に限り許可されます。）。

設置場所により条件や制約が異なりますので、詳しい手続については、各管理者へお問い合わせください（問合せ先一覧の30、31ページを参照してください。）。

**Q 4 防犯カメラの設置について、なぜ、団体の総会などで話し合わなければならないのですか？**

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。

防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、総会などで地域の住民の方々の合意を形成していただいた上で設置することが必要となります。

**Q 5 防犯カメラの管理運用規程はなぜ必要なのですか？**

撮影された画像を、誰もが見たり、自由に取り出せるのでは、プライバシーを侵害するおそれがあります。

このため、管理運用責任者、操作取扱者を指定して、目的・必要性等を踏まえた上で、適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには、一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

**Q 6 防犯カメラの設置がプライバシーの侵害では？と問合せや苦情等を受けた時はどうすればよいですか？**

防犯カメラ設置者として、適切かつ迅速に対応していただく必要があります。

その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断した上で、問題ないと判断した場合には、地域住民の話し合いで必要と判断して設置したこと、撮影場所等については警察とも協議していること、プライバシーの侵害とならないよう、防犯カメラの設置の表示や管理運用規程を定めていることなどを説明し、理解を求める必要があります。

対応に困った場合には、市民局市民安全推進課に御相談ください。

**Q 7 設置の際に気を付けることはありますか？**

設置に際しては、設置を効果的なものとするために、あらかじめ設置しようとする位置や方向について、各警察署生活安全課に相談に行き、アドバイスを受けてください。

防犯カメラは設置したら終わりではありません。その後、記録媒体の交換や動作確認等の定期的なメンテナンスのほかにも、災害等による撮影角度の修正、依頼に基づくデータ抽出などにも対応する必要があります。

簡単なメンテナンスは自分達で行えるような場所への設置や機種を選ぶなど、その後の維持管理も考慮した設置場所・カメラの機種の選定が重要です。

また、設置だけではなく、撤去時の原状復旧も考慮して検討してください。

**Q 8 設置した後の維持管理費用にはどのようなものがありますか？**

電気代（1台につき年間4～5千円程度（定額電灯契約の場合））の支払が必要のほか、定期的なメンテナンスや消耗品の交換、データ抽出、故障時の修理費用も必要となります。設置場所、機種の様、定期点検やメンテナンス、データ抽出方法等により、維持管理費用が異なります。

事前に防犯カメラ取扱業者に確認しておいてください。

**Q 9 防犯カメラの設置を示す看板を設置する際に気を付けることはありますか？**

防犯カメラの設置を示す看板は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果も高めるものです。防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に設置してください（必ず所有者等の同意を得てください。）。

また、防犯カメラの運用期間中に看板の表示内容が消失することがないように、耐用性のあるものにしてください（例えば、テープ等で作成した簡易的な表示にした場合、テープ等が風雨の影響や経年劣化により剥がれ落ちるおそれがあります。）。

なお、看板には、「防犯カメラ作動中」、「設置者の名称」、「広島市地域防犯カメラ設置補助事業」を明記し、サイズは60cm×20cm程度で作成してください（管理運用要領の第3条及び別表を参照してください。）。

**Q 10 防犯カメラの業者を教えてください。また、防犯カメラ等の価格が知りたい。**

過去に本制度を利用して設置した団体が依頼した業者（実績業者）の一覧を各区役所地域起こし推進課及び市民安全推進課で閲覧することができます。

価格については、複数の業者へ見積りをしたり、インターネットや店頭で調べたりして、比較してください。

（業者によっては、本制度の補助金を見込んで相場より高い金額設定をすることも考えられます。）

**Q 11 電気について**

民有地や公園に設置する場合などにおいて、同一敷地（柱）内に既に電気需給契約を締結している場合には、原則として既電気需給契約と防犯カメラの需給契約を分けて契約することはできません。詳しくは防犯カメラ取扱業者にお問い合わせください。

**Q 12 防犯活動とはどのようなものですか。また、マンション等の集合住宅の自治会が集合住宅の周辺で見守り活動を行っている場合、出入口付近から公道に向けて設置する防犯カメラは対象となりますか。**

本制度でいう防犯活動とは、通学路での登下校時のこどもの見守りや夜間パトロール等を町内会等の自主的な取組として行っている活動です。

補助対象団体は、これらの活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区（学区）社会福祉協議会、商店街等、ひろしまLMOであり、マンション等の集合住宅の自治会も対象となります。

町内会等の会員が行っている防犯活動は、人員の配置や活動範囲が広範囲にわたることなどから、全てに警戒の目が行き届かないことや複数回同一場所を見守ることが困難であるなどの問題を抱えています。

このため、本制度では、こういった問題点を、防犯カメラを設置することで補うことを目的として、町内会等が合意の上、設置しようとする場合に補助金を交付し、自主的な防犯活動を支援します。

補助対象団体である防犯活動を行っている町内会等が、施設管理目的ではなく、マンション等の集合住宅の周辺道路（不特定多数が往来する道路）を警戒する目的で設置する防犯カメラについては補助対象ですが、敷地内（往来する人が限定される場所）を警戒する目的で設置する防犯カメラについては公共性が低いことから補助対象とはなりません。

**Q 1 3 ダミーカメラは対象となりますか？**

対象となりません。

**Q 1 4 不法投棄の監視や施設管理を目的とするカメラも対象となりますか？**

本制度は、不審者や街頭犯罪を抑止することを目的とした、こどもの見守り活動や防犯パトロールなどの防犯活動を補完するためのものです。そのため、不法投棄の監視や施設管理（建物の出入口の監視や個人宅・施設等の敷地が撮影範囲の主となっているなど）を目的とした監視カメラは基本的には対象となりません。

**Q 1 5 防犯カメラ等の修理や買替えは補助の対象となりますか？**

修理は維持管理経費となるため、対象となりません。買替えは、設置から6年を経過していれば新設扱いとして対象となる場合があります。市民局市民安全推進課又は各区役所地域起こし推進課まで御相談ください。

**Q 1 6 防犯カメラと録画機器の設置台数が異なる場合や複数台設置の場合、補助金の計算はどうなりますか？**

防犯カメラの補助金の上限額は、防犯カメラ1台につき30万円となりますので、1台ごとに補助金の額を計算します。

例えば、録画機器1台を防犯カメラ3台で使用する場合は、録画機器の経費は防犯カメラの台数（3台）で均等に割り振って、防犯カメラ1台の補助対象経費を計算していただくこととなります。

	1台目	2台目	3台目	合計
機器購入費	300,000	330,000	370,000	1,000,000
設置工事費	40,000	60,000	100,000	200,000
表示看板設置費	5,000	5,000	5,000	15,000
合計	345,000	395,000	475,000	1,215,000
補助金額	$345,000 \times 75\% =$ <u>258,750</u>	$395,000 \times 75\% =$ <u>296,250</u>	$475,000 \times 75\% =$ <u>356,250</u> →上限 <u>300,000</u>	$258,000 + 296,000$ $+ 300,000 =$ <u>854,000</u>

**Q 1 7 なぜ、パーソナルコンピュータとモニターは補助対象外なのですか？**

パーソナルコンピュータについては、防犯カメラ設置のために必ず必要な機器ではないこと及び防犯カメラ設置以外の用途で使用されるおそれがあることから、補助対象外としています。

モニターについては、モニターを設置することにより、撮影した画像の常時監視につながり、個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、補助対象外としています。

**Q 18 事前協議申請時には、2者以上から取得した見積書の提出が必要となっていますが、1者からしか取得できない場合は申請できませんか。**

防犯カメラの設置工事を適正価格で行っていただく観点から、2者以上から取得した見積書【様式第3号】（機器の仕様が同程度であるもの）の提出が必要となります。

ただし、1者からしか見積書を取得できない場合は、事前協議申請時に理由書を提出していただき、その理由がやむを得ないものであれば、1者の見積書のみで申請を受け付けます。

過去に防犯カメラの設置をお願いした業者に今回もお願いしたい、町内会等の地区内にある業者をお願いしたい、事前協議申請書の提出期限が迫っているなどは、2者以上の見積書を提出できないやむを得ない理由とは認められません。

なお、中国電力柱への設置については、現時点では、1者しか設置工事を行うことができないため、防犯カメラの設置場所や防犯カメラの設置・維持管理に係る費用などに関して、慎重に検討していただいた上で、本市の定める「2者以上の見積書を提出できない理由書」を提出していただく場合に限り、1者の見積書で申請を受け付けます。

**Q 19 事前協議申請時には、2者以上から取得した見積書（機器の仕様が同程度であるもの）の提出が必要となっていますが、機器の仕様（性能）に多少の差がある場合、どの程度までであれば同程度と判断されますか。**

性能の差が2割程度までであれば、機器の仕様が同程度であると判断します。

例えば、「A社」から有効画素数が500万画素、録画可能時間が10日間の機種を選定した見積書を取得し、「B社」から有効画素数が400万画素～600万画素程度、録画可能時間が8～12日間程度の機種を選定した見積書を取得した場合は、機器の仕様が同程度であると判断します。

なお、見積書の補足資料に記載している「有効画素数」等の全ての区分（「作動時間等」及び「記録媒体」を除く。）において性能の差が2割程度までである必要があり、これを満たさない場合は、見積書を再提出していただく場合があります。

**Q 20 補助対象団体の「商店街等」について、どのような団体が対象となりますか。**

- 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会
- 中小商業者を主たる構成員とする任意の商店会等で、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体（ただし、原則として10人以上で構成され、1年以上事業活動を継続しているものに限り。）

**Q 21 事業の収支予算書等に記入する自己資金とは、どのようなものを指しますか。**

団体員から徴収する会費や寄付金などを指します。

なお、他の補助金等（市から交付された補助金やひろしまLMOに対する助成金など）を自己資金に充当することはできません。